

教えて! Q&A
消費生活
～中古車のキャンセル料～

Q

中古車販売A店で希望する車を見つけたのでローンで契約。翌日B店に行ったらもっと安かったので、A店に解約を伝えたところ契約金額の15%をキャンセル料として請求された。高すぎないか。

A

新車を契約しても納車が1年先になってしまう等の理由で中古車を求める人が増えていますが、以下の点に注意が必要です。

★自動車の契約はクーリングオフができません。

★契約成立後、通常は一方的な解約はできません。

一度契約が成立した以上は、注文書（契約書）に記載されている内容に従うことが原則となります。しかし、注文書（契約書）に解約料の記載があったとしても、平均的な損害を超えるような解約料については法律の規制があるので、請求通りに払わず減額交渉してみる余地があるでしょう。